

平成25年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>1 地元企業の育成と適正な競争環境の整備                      (1)格付けの見直し（※H25.4.1適用）                      〔平成24年度決定事項〕</p>	<p>① 発注実態に見合った等級別発注上限額となるよう見直す。                      【土木一式工事の例】                      ・ B級→設計金額:5千万円未満、C級→設計金額:2千万円未満</p> <p>② 技術者条件及び完工高条件を緩和する。                      【土木一式工事の例】                      (7) 技術者条件                      ・ A級→技術職員:6(3)人以上、B級→技術職員:3(1)人以上                      (1) 完工高条件                      ・ A級→平均完工高:5千万円以上、B級→平均完工高:2千万円以上</p> <p>※ ①②は【建築一式電気管工事】についても見直す。</p> <p>③ 業者数の減少など地域の実情を勘案した等級別業者数に見直す。                      【土木一式工事】 A級→220社、B級→250社、C級→350社                      【建築一式工事】 B級→80社</p> <p>④ 電気通信工事において新たに格付け基準を設定する。</p> <p>⑤ 格付けにおける技術者点数を見直す。                      ・ 1級[6点]、監理[7点]、基幹[3.5点]、2級[2.5点]、その他[1.5点]</p>	<p>&lt;現行&gt;                      ・ B級→7千万円未満、C級→3千万円未満</p> <p>&lt;現行&gt;                      ・ A級→7(3)人以上、B級→4(1)人以上                      ※( )内は1級技術者の数</p> <p>・ A級→7千万円以上、B級→3千万円以上</p> <p>&lt;現行&gt;                      【土木】 A級→200社、B級→400社、                      C級→700社                      【建築】 B級→150社</p> <p>&lt;現行&gt;                      ・ 1級[5点]、監理[6点]、基幹[3点]、                      2級[2点]、その他[1点]</p>
<p>(2)総合評価落札方式の充実                      ⑥ 評価項目の見直し</p>	<p>⑥ 評価項目を見直す。                      【全ての方式に適用】                      (7) 災害時支援協定等関係                      ・ 「広域的な災害時相互支援協定[3点]」を評価項目に追加                      ・ 「家畜伝染病に関する訓練等参加[2点]」を評価項目に追加                      (1) 建設機械関係                      ・ 「排出ガス対策型建設機械等保有」の条件を新たに付加[満点7点]                      (※当分の間、簡易型・標準型で適用)</p>	<p>&lt;現行&gt;                      ・ 機械保有[満点5点]</p>

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>⑦ 評価方式等の見直し</p>	<p>【簡易型・標準型】 ・「建設業BCP認定企業」を評価項目に追加（※H26年度から実施）</p> <p>⑦ 工事成績の評価方式等を見直す。 (7) 配点の見直し 【施工能力審査型の例】 ・企業の工事成績の配点[15点]、配置予定技術者の工事成績の配点[20点]</p> <p>(1) 評価方式の見直し ・企業及び配置予定技術者の評価を計算式による「直線的評価」へ見直し (9) 請負金額による補正係数の見直し ・3段階[1.0][1.2][1.5]に細別化</p>	<p>&lt;現行&gt; ・企業[10点]、配置予定技術者[15点]</p> <p>・段階的評価</p> <p>・2段階[1.0][1.5]</p>
<p>2. <u>ダンピング対策の推進</u></p> <p>① 低入札に対するパネルタイプ強化</p> <p>② 低入札価格調査基準価格の事後公表の拡大</p> <p>③ 低入札に対する調査拡充</p>	<p>① 低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対する減点措置の適用を拡大する。 ・「設計金額1千万円以上の総合評価試行工事」まで適用拡大[10点減点]</p> <p>② 低入札価格調査基準価格の事後公表の適用を拡大する。 ・「設計金額1千万円以上の総合評価試行工事」まで適用拡大</p> <p>③ 低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対して「下請契約適正化調査」を重点実施する。</p>	<p>&lt;現行&gt; ・設計金額3～7千万円の工事[10点減点] 同7千万円以上の工事[20点減点] 同2千万円以上の舗装工事[10点減点]</p> <p>・設計金額3千万円以上の全ての工事及び同2千万円以上の舗装工事</p>
<p>3. <u>円滑な事業執行への対応</u></p> <p>① 入札手続の簡素化</p> <p>② 入札手続の迅速化</p> <p>③ 技術者の配置要件緩和</p> <p>④ 現場代理人の常駐義務の緩和</p> <p>⑤ 入札参加資格要件の緩和</p> <p>⑥ 年間発注見通しの公表充実</p>	<p>① 総合評価落札方式の施工能力審査型の適用工事について、当分の間、「設計金額1億円未満」まで拡大する。</p> <p>② 当分の間、「入札公告から開札までの期間を短縮」する。</p> <p>③ 専任の主任技術者が兼務できる要件について、当分の間、「相互の距離が5km以内の県発注工事」まで緩和する。</p> <p>④ 現場代理人が兼務できる要件について、「県が発注する同一の旧市町村内の2.5千万円未満の工事」まで緩和する。</p> <p>⑤ 特定建設業許可や監理技術者などの入札参加資格要件を緩和する。</p> <p>⑥ 年間発注見通しを「四半期毎に公表」する。</p>	<p>&lt;現行&gt; ・設計金額7千万円まで</p> <p>&lt;現行&gt; ・「密接な関連のある同一の場所」</p> <p>・「各機関が発注する同一の旧市町村内の1千万円未満の工事」</p> <p>&lt;現行&gt; ・4月及び10月に公表</p>

項 目	実 施 内 容	備 考
<b>4 県内企業の活用推進</b> ① 県内企業への優先発注 ② 県内産資材調達の推進	① 県内企業発注率（件数・金額）90%以上を目指す。 ② 工所用資材について、県内産資材の原則使用を推進する。	
<b>5 企業負担の軽減等</b> <b>(1)入札等支援</b> ① 質問回答書の電子閲覧の実施 ② ランダム係数の算定根拠の事後公表の実施 ③ 見積参考資料等の充実 ④ 入札支援講習会の実施 <b>(2)電子化支援</b> ⑤ 電子納品等の個別相談会等の実施 ⑥ 市町村との共同利用の拡大 <b>(3)建設業支援</b> ⑦ 新分野進出優良企業の表彰 ⑧ 建設業BCP等の認定 <b>(4)入札参加資格審査申請書の共同受付</b> ⑨ 測量・建設コンサルタント業務における共同受付	① 一般競争入札における「 <u>質問回答書の電子閲覧</u> 」を実施する。 ② 「 <u>ランダム係数の算定根拠（くじ番号、入札書受信時間）の事後公表</u> 」を実施する。 ③ 入札参加者の迅速で適正な工事費の見積を支援するため、平成25年度においても引き続き見積参考資料等の充実を図る。 ④ 入札参加に必要な見積や総合評価落札方式に関する基礎知識を習得するための講習会を、平成25年度においても引き続き実施する。 ⑤ 建設業者を対象とした個別相談会等を、平成25年度においても引き続き実施する。 ⑥ 市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。 ⑦ 新分野進出優良企業の表彰を、平成25年度においても引き続き実施する。 ⑧ 建設業BCP等の策定を、平成25年度においても引き続き支援するとともに認定企業に対するフォローアップを実施する。 ⑨ 測量・建設コンサルタント業務の入札参加資格審査申請書について、市町村との共同受付を実施する。	<p>&lt;現行&gt; ・紙閲覧</p> <p>&lt;現行&gt; ・現在7市が共同利用</p> <p>&lt;現行&gt; ・H24から建設工事に係る共同受付を開始</p>

